

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和2年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 173,619 千円  
 うち社会保障財源分 98,375 千円

(歳出) 225,083 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	23,425	5,659		45	17,721	10,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	189,824				189,824	77,375
保健衛生	各種健(検)診委託料	11,834	143		497	11,194	11,000
合計		225,083	5,802		542	218,739	98,375